

レバンガ北海道持株会 規約

(名称)

第1条 この会は、レバンガ北海道持株会（以下「本会」という。）と称する。

(会の性格)

第2条 本会は、民法上の組合とする。

(目的)

第3条 本会は、個人、団体及び法人から広く資金を募り、株式会社北海道バスケットボールクラブ（以下「会社」という。）へ出資することにより、会社が保有・運営するプロバスケットボールチーム・レバンガ北海道を積極的に支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、本規約の定めにより、会員の拠出金をもって会社の株式を取得し、本会の名義でその株式を保管するとともに、当該株式にかかる権利保全のための一切の業務を行う。

(会員)

第5条 本会の会員資格は下記のとおりとする。

- ① レバンガ北海道を応援する個人、団体及び法人であること。
- ② 本会の会員としてふさわしい品位と社会的信用があること。
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属していないこと。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する個人、団体及び法人は、本会へ所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 入会を承認された会員は、申込口数に応じた金額を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。

(拠出金)

第7条 個人の拠出金は1万円を1口、団体の拠出金は5万円を1口、法人の拠出金は10万円を1口とする。

- 2 拠出金の範囲は、最低1口からとする。

(株式の取得)

第8条 本会は、会社が増資を行う時期において、会員の拠出金合計額全額（以下「株式取得資金」という。）をもって、会社から株式（無議決権株式）を取得する。

- 2 株式取得資金のうち、1株の発行価格に満たない資金は、次回の株式取得資金に充てる。

(株式の管理)

第9条 会員は、前条により取得した株式を、管理の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。

(配当金等)

第10条 前条により理事長に信託された株式にかかる配当金等の果実は、会員には交付されない。

(会員の持分)

第11条 会員は信託した株式について持分を有する。

- 2 本会は、次項の要領で配分した株式数を各会員の持分として会員名簿に登録する。
- 3 第8条により取得した株式は、当該取得時における各会員の株式取得資金に応じて配分し、株式分割その他の原因により割り当てられた株式は、当該基準日における各会員の登録された持分に応じて配分する。

(持分の通知)

第12条 本会は会員に対し、持分の変更があった場合に限り、遅滞なく持分明細を通知する。

(持分の譲渡等)

第13条 会員は、登録された自己の持分の引き出し、譲渡、または担保に供することはできない。但し、譲渡承認に関する書類を本会に提出し、理事長の承認を受けた場合には、譲渡代金が本会への拠出金を超えないことを条件に、その持分を譲渡することができる。

- 2 会員が持分の全部を他へ譲渡した場合は、その会員は自動的に退会する。

(退会)

第14条 会員は前条2項により持分の全部を他へ譲渡するか、持分の全部を放棄することにより退会することができる。

(役員)

第15条 本会の運営を円滑ならしめるため、本会の役員として、理事及び監事をそれぞれ若干名を置く。

- 2 本会の役員は、会員の中から次の手続きにより選任する。

- ① 理事会は、任期満了の1か月前までに次期役員の候補者を推薦し、理事長はこれを会員に通知する。
- ② 前号の候補者に異議のある会員は、書面にて理事長にその旨申し出る。
- ③ 第1号の通知発信後2週間を経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1に満たない場合には、当該候補者は選任されたものとし、現役員の任期満了と同時に就任する。
- ④ 第2号の異議が会員数の2分の1を超えた場合には、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、改めて第1号乃至第3号の手続きをとる。

- 3 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該役員を解任することができる。

- ① 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

- ② 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員任期)

第16条 役員任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの末日までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 増員により選任された役員任期は、その前任の役員又はその選任時に在任する役員任期の満了する時までとする。

- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、次期役員が選任されていない場合は、その職務を行わなければならない。

- 4 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(理事)

第17条 理事は、本規約に定める業務を掌理する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によってこれを定める。

- 3 理事長は、本会を代表し、本規約に定める業務を総理する。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたとき、その業務を代理しまたは代行する。

(理事会)

第18条 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。

- 2 理事長は必要に応じて理事会を招集する。

- 3 理事会は次の事項を決定する。

- ① 本規約または本規約に基づく運営細則により、理事会が決定すべきもの。

- ② その他、本会の運営上重要と理事長が認めたもの。

- 4 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監事)

第19条 監事は、理事の業務の執行を監査する。

- 2 監事は、必要と認めたときはいつでも、本会の事業について理事長に報告を求めることができる。

- 3 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(事務処理)

第20条 本会の事務処理は、レバンガ北海道持株会事務局にて行う。

(運営経費)

第21条 本会の運営に関する経費は、第9条により信託された株式の配当金から支弁する。

- 2 本会の運営に関する経費は、必要に応じて株式会社北海道バスケットボールクラブが負担することができる。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会員への報告)

第23条 理事会は、毎事業年度の業務報告書及び会計報告書を作成し、監事の承認を得たうえで会員に報告する。

(通知及び報告)

第24条 本会の通知及び報告は、原則としてレバンガ北海道オフィシャルウェブサイトにて行う。

(本会の所在地)

第25条 本会の所在地は、会社内とする。

(事務の委託)

第26条 本会の事務の一部は、会社に委託することができる。

(規約の変更)

第27条 本規約の変更は、次の手続きによる。

- ① 理事会は、改正案を起案し、会員に通知する。
- ② 前号の改正案に異議のある会員は、書面にて理事長にその旨申し出る。
- ③ 第1号の通知発信後2週間を経過したとき、前号の異議が会員数の3分の1に満たない場合には、当該改正案は第1号の通知発信後2週間の経過日をもって効力を生ずる。
- ④ 第2号の異議が会員数の3分の1を超えた場合には、理事会は当該改正案を修正のうえ、改めて第1号乃至第3号の手続きをとることができる。

(残余財産の処分)

第28条 本会が理事会の決議、あるいはその他の方法により解散を決議した場合、本会の残余財産は、解散に必要な経費を控除した残額すべてを理事会の決議によりバスケットボールに関連する公益団体に寄付する。

(運営細則)

第29条 本会の運営に関する細則は、理事会の定める運営細則による。

(附則)

第1条 本規約は、平成27年5月28日から実施する。

第2条 本会の発足時理事及び監事は、第15条2項にかかわらず会社において選任する。